

岩手県告示第526号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和7年度後期技能検定試験を次のとおり行う。
令和7年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

- (1) 特級 金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 さく井（ロータリー式さく井工事作業に係るものに限る。）、工場板金、機械検査、シーケンス制御、半導体製品製造、時計修理、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業に係るものに限る。）、和裁、帆布製品製造、建築大工、配管（建築配管作業に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業に係るものに限る。）、ガラス施工、金属材料試験（組織試験作業に係るものに限る。）及び塗装
- (3) 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工及び配管
- (4) 単一等級 バルコニー施工

2 技能検定試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	令和7年12月5日(金)から令和8年2月15日(日)までの間において別に通知する日時	別に通知する。
学科試験	令和8年1月25日(日)、同年2月1日(日)又は同月8日(日)のうち別に通知する日時	

- 3 受検手続 受検申請書を令和7年10月2日(木)から同月15日(水)までに岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）に提出してください。
- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室又は岩手県職業能力開発協会に問い合わせてください。